

令和4年度消費者教育推進講師派遣事業実施要領

くらし安全・消費生活課

1 趣旨

平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育の推進にあたっては、世代に応じて、また、学校・地域社会・家庭・職場等の場の特性に配慮した取組が必要とされている。

特に学校教育においては、発達段階に応じた取組が求められているが、消費者教育以外にも様々な教育が求められている中、消費者教育の知識を得るため、教員自身が遠隔地の研修会等へ出向くことは難しい状況にある。

そこで、教員への負担を減らしつつ、効果的な消費者教育を行っていくことを目的に、希望する学校に対し、専門の講師を派遣し、教員への研修を実施することで、消費者教育の推進を図る。

2 派遣の対象

教員に対する消費者教育に関する研修会を希望する学校等からの要請に対して、くらし安全・消費生活課が必要と判断した場合に派遣を行う。

※原則として、学校単位での教員の研修会が対象であるが、学校や市町村教育委員会等からの要請があれば、生徒や保護者を含めた講演会や地域単位での研修会も対象とする。

3 実施内容・方法

実施に際しては、要請する学校等の希望する内容に応じて、くらし安全・消費生活課と学校等との間で調整の上行う。

(1) 消費者教育の必要性や授業の進め方などについて、専門の講師を派遣して研修を行う。

(2) 講師への依頼及び謝金等の支払いは、くらし安全・消費生活課が行う。

4 実施期間

令和4年4月20日から令和5年3月31日までとする。

5 派遣の流れ

(1) 派遣を希望する学校等は、様式1の申請書をくらし安全・消費生活課へ提出する。

(2) 申請を受けたくらし安全・消費生活課は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、申請者（学校等）と日程や希望講師等の調整を行い、派遣する講師への依頼及び日程調整を行った上で、派遣を決定し、様式2により申請者（学校等）に通知する。

- (3) 通知を受けた申請者（学校等）は派遣が決定した講師と細部について調整を行い、受入れ態勢を整える。くらし安全・消費生活課は必要に応じて、申請者（学校等）と講師の間の調整を行う。
- (4) 研修終了後、くらし安全・消費生活課は県の所定の基準に沿って、講師に対し謝金及び旅費等を支払う。
- (5) 研修終了後速やかに、申請者（学校等）は、様式3の研修結果報告書をくらし安全・消費生活課に提出する。

6 派遣申請受付期間

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで

※先着順のため、申請状況により、期間内でも受付終了となる場合がある。

※原則として、派遣申請受付日の2ヵ月後以降の派遣とする。

7 その他

- (1) 研修で使用する資料の印刷は、くらし安全・消費生活課が行う。
- (2) 派遣に係る講師への謝金・旅費及び有料の資料代については、原則的には、くらし安全・消費生活課で負担するが、申請者の希望により県の規定を超える講師を派遣した場合の謝金・旅費の超過分の支出及び会場設営等にかかる経費については、申請者（学校等）の負担とする。
- (3) 派遣を受け入れた学校等は、消費者教育の取組内容の検討を行うとともに、研修効果を継続・普及させるため、積極的な周知や各種会議等での報告などに努めることとする。

(様式1)

令和4年度「消費者教育推進講師」派遣申請書

年 月 日

くらし安全・消費生活課長 様

申請者 学校等の名称：

代表者氏名：

印

住 所：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

担当者氏名：

連絡先電話：

「消費者教育推進講師」の派遣について、以下のとおり申請します。

希望する研修内容等 (希望する講師がいる場合は ご記入ください)	現状、課題	
	研修の名称・ テーマ等	
	研修内容	
	対象者	
	希望講師	
実施希望年月日及び時間 (場合によっては調整させて いただくこともあります)	第1希望： 年 月 日 時 分～ 時 分 第2希望： 年 月 日 時 分～ 時 分 第3希望： 年 月 日 時 分～ 時 分	
参加者予定数		
開催予定場所 (申請者の住所と異なる場合 は住所を記載してください)		
備 考		

注 内容・日程の打ち合わせをさせていただく際に必要となりますので、お名前、ご住所、お電話番号等の連絡先をご記入ください。なお、お名前やご連絡先等の個人情報の取扱いには十分注意し、他の目的に使用することはありません。

(様式2)

令和4年度「消費者教育推進講師」派遣決定通知書

年 月 日

学校等名称

代表者氏名 様

(担当者氏名 様)

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課長

年 月 日付けで申請いただきました件について、下記により実施します。

研修の名称・テーマ等	
研修内容	
実施日時及び場所	年 月 日 () 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
派遣する講師名 及び連絡先	
実施にあたってのお願い	<ul style="list-style-type: none">・ 会場の設営等に係る経費等は申請者の負担となります。・ 営利目的若しくは特定の政治・宗教の表現を目的とした集会と認められた場合は派遣を中止することがあります。・ 研修の具体的な内容や使用する資料等について、講師と速やかに、直接打合せを行ってください。・ 研修全体の司会進行は申請者において行ってください。また、パソコン・プロジェクター等の機材が必要な場合も、申請者で準備願います。なお、研修資料は、講師からの指示により当課で印刷・送付します。・ 派遣結果は公表することがありますので、御了承ください。・ 実施にあたっては新型コロナウイルス感染防止対策を適切に講じるようお願いいたします。

担 当 相談啓発係

(課長)

(担当)

電 話 026-235-7286 (直通)

ファクシミリ 026-235-7374

電子メール kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

(様式3)

令和4年度「消費者教育推進講師」研修結果報告書

市町村名		学校等の名称	
研修日	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分		
派遣講師			
参加者数	人(児童・生徒 人(学年 年)、教員 人、保護者 人)		
研修の名称 ・テーマ等			
研修内容			
研修成果			
研修後の方針の変化、 今後の取組方針等			

※1枚にまとめる必要は、ありませんので、詳細に記載願います。

※研修案内チラシ、当日の写真など提供可能な資料がありましたら添付願います。